

令和2年度第1回青森市健康福祉審議会 地域福祉専門分科会 会議概要

- 1 開催日時 令和2年8月18日(火) 午前10:00～午前11:20
- 2 開催場所 青森市福祉増進センター(しあわせプラザ)3階 大会議室
- 3 出席委員 浅利 義弘 委員、工藤 勝顯 委員、工藤 功篤 委員、
工藤 志穂 委員、児玉 寛子 委員、今 一志 委員、
鹿内 由記子 委員、杉本 正 委員、鳥山 夏子 委員、
三浦 裕 委員、村上 秀一 委員、安井 眞木子 委員
《計12名》
- 4 欠席委員 天内 勇 委員、齊藤 裕一郎 委員
《計2名》
- 5 事務局 福祉部長 舘山 新
福祉部次長 福井 直文
福祉政策課長 白坂 孝志
福祉政策課主幹 藤林 靖幸
福祉政策課主事 佐藤 有希菜
障がい者支援課長 加福 拓志
子育て支援課副参事 種市 克之
高齢者支援課長 高野 雅子
《計8名》
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 福祉部長あいさつ
 - 3 報告
青森市地域福祉計画の取組状況について
 - 4 案件
青森市地域福祉計画の一部改定(素案)について
 - 5 閉会

7 議事等要旨

会議次第3 報告

- ・青森市地域福祉計画の取組状況について

〔資料1、2参照〕

事務局より、配布資料に基づく説明があった。

資料1：計画の概要説明。

資料2：地域福祉計画の取組状況を第1章から第5章まで重点事業及び目標指標を中心に説明。

意見・質疑応答

(議長)

事務局から令和元年度までの計画の進捗状況に関して、ご説明いただいた。

ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見があれば、お願いしたい。

地域福祉計画ですから、福祉全般にわたり、ボリュームも多いことではあるが、お気づきの点、聞きたい事でも構わない。

(委員)

この計画の中でも、やはり地域活動の活発化が重要になってくると思うが、資料4の目標指標「地域における交流事業開催数」で、例えば資料2の2ページの部分でも「活動の中止はあるが感染対策を行いながら、再開しているものもある」といったような報告があるようにコロナの影響で様々支障が出ていると思う。

担当課で活動の現状、どのような状況か把握していることがあれば、ご紹介いただきたい。

(事務局)

新型コロナウイルスによる影響については、本格化した3月頃から5月くらいまで、市の施設の一時的な休館や、不特定多数が集まる大きなイベントなどは遠慮いただくよう自粛をお願いしていた。

6月からは、「屋内公共施設」については定員を半分にし、利用団体は感染拡大防止対策を講じた上での利用が可能となった状況である。

また、資料の指標にもあった「こころの縁側づくり事業」などの集いの場もコロナの影響により、中止となっていたが、6月頃から、これまで屋内で行っていた体操などを屋外でやるなど工夫し、環境が整ったところから順次開催しているというふうに向っている。

まだ再開できないというところも聞こえてはいるが、様々な工夫により開催されてきている。

また、指標にはないが、ひとり暮らし給食会については、集まって安否確認していた方法から、お弁当を配りながら安否確認するなど工夫したり、食べ物についても、暑い最中であることからドリンクにするなど創意工夫のもと、少しずつ再開されていると伺っている。

(議長)

こういった状況の中でも、それぞれ関連・関与している方々のアイデアや工夫で活動が再開・維持されているということだと思う。これから、新しいスタイルを模索していくことになっていくのだろうと思った。

(委員)

地域福祉は非常に難しい問題だと思うが、地域の一人の人の問題が起きたとして、一人の問題は、みんなの問題として考え、それを解決するようにみんなで努力して協力し合っていかなければならない。

最近の世の中をみていると、そういうものが少しずつ欠落してきているかというふうに思うし、子どもの問題なども地域で、みんなで考え、取り組んでいくという姿勢が大事だと思う。そういう意味では、制度的にはボランティアの方々を増やすなどの活動をしていくことや、そういった人たちが増えることは非常にいいことだと思うし、我々も地域のちょっとした問題でも自分で関心を持ち、みんなに関係があるというふうに考えてやっていくという視点を持っていければと思う。

(議長)

おっしゃるとおり、個別の問題は、みんなの具現的な課題になることは重要な、大きいことなので、地域で考えるシステムは、我々委員としても率先して考えていかなければならないことだと思った。

(委員)

今の意見に関連して、資料2の3ページの《目標とする指標の状況》の中に、地域支え合い会議が8回実施されたと事例があったが、これも先ほどの委員の発言のような個別の課題ではあると思うが、例えば、資料にある「高齢者の買い物の不便」などは、個別の課題であり、かつ、地域課題に直結する地域の問題にも繋がるので、こういった事例の積み重ねを市としても大事にしていかなければならないと感じた。

また、このような事例があると支援体制づくりや、他の地域にもアプローチの仕方として活用していけると思うので、この事例の積み重ねを大事にしていきたいという印象をもった。

(事務局)

今の意見について、昨年度の実績8回については地域支え合い推進員が地区と地区の資源を結びつけながら、会議に結びつけて課題解決に向け取り組んだ結果が出た。

今後、全38地区でこういった支え合い会議が開けるよう、地域支え合い推進員を中心としながら、こういった事例を各地区に広めていきたいと思っている。

(委員)

地域支え合い会議については、大変いいことだと思うが、地域ケア会議との関連について確認したい。個別の地域の課題を地域の課題で話し合うという趣旨は、非常に地域ケア会議と似ていると思う。

この地域支え合い会議と地域ケア会議との関連についてお聞きしたい。また、どのように連携されるのか、どのように連携していくことを展望しているかお聞きできればと思う。

(事務局)

地域ケア会議と地域支え合い会議の違いの部分について、国の制度説明でも違いの部分について触れており、これまでは高齢者支援の部分では地域ケア会議、生活困窮者のネットワーク、障がい者の支援などの支援体制づくりが、高齢、障がい、子育てといった様々な分野で進められてきたが、現在、国では地域共生社会という考えを掲げており、これまでの制度の隙間・狭間にある支援が必要な人が増えてきていることや、一つの世帯で複数の課題が複合的に混在している人の声を拾っていかねばならないとして地域共生社会のための包括的支援のネットワークづくりが求められている。

しかし、線引きが難しく、それぞれ重なる部分もあり、国では制度ができたものの、各自治体でも試行錯誤しながら進めているという実状がある。

今回開催した地域支え合い会議の中でも、8050問題のような複合的な課題となったときに様々な支援機関が集まり会議を行った。こういった経験が様々な支援機関の繋がりを結んで、次の支援に繋がる。そういう意見も頂戴したので、この地域支え合い会議を試行錯誤しながら進めているというのが実状である。

(委員)

今の話で、40年以上前の話だが、家庭にいろんな問題がある場合に、それを一人のソーシャルワーカーが担当するという総合担当制という方式を取り入れて、今のようなことを行っていたことがあった。

今、欠けているのはみんながいろんな問題に関心を持つこと。地域の中で同じように一人の方の問題があった場合にその地域の中で取り上げて、相談しながら解決していく。そういう考え方を取り入れて、みんなで手を出し合ってやっていると、かなり違うと思う。

(議長)

家族の問題でも複雑な、多問題を抱えた家族が多くなってきているし、課題も多様化しているような状況であるから、地域ケア会議と地域支え合い会議の棲み分けというのが、難しいという印象があったが、自治体それぞれが考えながら、模索しながら、さらにブレンドしていくという、そういう体制が大事になってくるのだろうと感じている。

会議次第 4 案件

- ・青森市地域福祉計画の一部改定（素案）について

〔資料 3～6 参照〕

事務局より、配布資料に基づく説明があった。

資料 3：計画の一部改定の経緯、主な改定内容、スケジュールを説明。

資料 4：①一部改定に伴って、計画の基本理念や基本方向について変わらない旨を説明。②令和元年度、2 年度の新規・拡充の取組を説明。③本計画がその他福祉分野の計画等の上位計画として位置付けられる旨を説明。

資料 5：一部改定素案の内容の概要を説明。（資料 6 を部分的に使い、説明。）

意見・質疑応答

（議長）

これまでの地域福祉計画のうち、統計データの更新、令和 5 年度までの目標値の見直し、社会福祉法の改正に伴う追加の記載が主な改定の内容になっている。

ただいまの説明について、皆様からご質問やご意見などお願いしたい。

（委員）

資料 4 の説明で、地域福祉計画が他の分野、高齢や子育て、障がいの計画の上位計画として位置付けられていると説明があったが、これは何かが変わるということか。

（事務局）

説明にあたり、資料 6 の 2、3 ページをご覧ください。

2 ページの“旧”が今現在の体系図、3 ページの“新”が新しい体系図となる。3 ページの改定後の図のとおり、社会福祉法で他の福祉の計画の上位に位置付けられることとなったものだが、2 ページの改定前の図のとおり、青森市地域福祉計画はもともと各計画の地域福祉に関する理念や目標を共有している。各計画、障がい者プランや高齢者福祉計画、子ども総合プランに横串を通した形で共有していたことから、今回の改定に伴って、何かが変わるかと言えば、大きな変更点というのではないものである。

（委員）

この 3 年間延長というのは、いわゆる総合計画と連動させていくための延長ということではよろしいか。

（事務局）

そのとおりである。

(議長)

改定の部分はいくつもあるが、ここですぐに意見というのも難しいかもしれないので、もし事務局のほうでよければ、後ほど委員からご意見を頂戴するというような方法をとらせていただいてもよいか。

(事務局)

事務局から委員の皆様に、ご意見をいただく文書を照会させていただく形で対応させていただきます。